

議案第179号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(減免)</p> <p>第4条</p> <p>次に掲げる建築物を建築する場合の別表第1項から第13項までに規定する手数料については、その2分の1に相当する額を減額する。</p> <p>・ [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。</p> <p><u>5</u> <u>市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項及び第15項から第51項の3までに規定する手数料を免除する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～67</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の額	1～67	[略]	<p>(減免)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる建築物については、別表第14項及び第15項から第51項の3までに規定する手数料を免除する。</u></p> <p><u>国又は地方公共団体が建築する建築物で、公益上特に必要であると認められるもの</u></p> <p><u>前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める建築物</u></p> <p><u>2</u> 次に掲げる建築物を建築する場合の別表第1項から第13項までに規定する手数料については、その2分の1に相当する額を減額する。</p> <p>・ [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 第2項及び第3項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～67</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の額	1～67	[略]
事務の種類	手数料の額								
1～67	[略]								
事務の種類	手数料の額								
1～67	[略]								

68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項及び第70項に規定する審査を除く。）

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（第1号、第2号又は第3号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ合計して得た額）

住宅の用途を含む低炭素建築物（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する建築物（同項に規定する空気調和設備等を含む。）をいう。以下同じ。）の住戸部分（申請部分に限る。以下同じ。）

ア 住戸数が1戸（戸建てを含む。）のもの 38,000円

イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの 66,000円

ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの 96,000円

エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの 140,000円

オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの 203,000円

カ 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの 301,000円

キ 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの 411,000円

ク 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの 539,000円

ケ 住戸数が300戸を超えるもの 633,000円

住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分（当該住宅の用途に供する部分に限る。以下

同じ。)	
ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	111,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	192,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	303,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	394,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	474,000円
カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 前2号に掲げる部分以外の部分	553,000円
ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	250,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	412,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	591,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	731,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以	867,000円

<p>下のもの</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	989,000円
<p>69 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>住宅の用途を含む低炭素建築物の住戸部分</p> <p>ア 住戸数が1戸（戸建てを含む。）のもの</p> <p>イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの</p> <p>ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの</p> <p>エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの</p> <p>オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの</p> <p>カ 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの</p> <p>キ 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの</p> <p>ク 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの</p> <p>ケ 住戸数が300戸を超えるもの</p> <p>前号に掲げる部分以外の部分</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が2</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（第1号及び第2号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額）</p> <p>5,000円</p> <p>10,000円</p> <p>18,000円</p> <p>31,000円</p> <p>52,000円</p> <p>94,000円</p> <p>149,000円</p> <p>188,000円</p> <p>201,000円</p> <p>10,000円</p> <p>31,000円</p> <p>94,000円</p>

<p>、000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>149,000円</p> <p>188,000円</p> <p>235,000円</p>
<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>次号及び第3号に掲げるもの以外のもの</p> <p>法第87条の2に規定する建築設備を含むもの（次号に該当するものを除く。）</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 第68項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額</p> <p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 前号に定める額</p> <p>イ 第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p>

<p>構造計算適合性判定を行うもの</p>	<p>額に相当する額 次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額 ア 第1号に定める額 イ 第1項の2右欄の表の床面積の合計の区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に100分の105を乗じて得た額に3,000円を加算した額 ウ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号イに定める額</p>
<p>7 1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第68項各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>
<p>7 2 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計し</p>

法第87条の2に規定する建築設備を含むもの（次号に該当するものを除く。）

構造計算適合性判定を行うもの

て得た額
ア 第70項第1号アに定める額に2分の1を乗じて得た額
イ 第70項第1号イに定める額
次のア及びイに定める額を合計して得た額
ア 前号に定める額
イ 第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額
次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額
ア 第1号に定める額
イ 第70項第3号イに定める額
ウ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号イに定める額

備考

1～4 [略]

5 第68項及び第69項において「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積。住戸部分を含むこれらの申請については、当該住戸部分を除く床面積の合計）をいう。

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる

備考

1～4 [略]

区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

前号に規定する部分以外の部分又は当該部分及び前号に規定する部分を合わせた部分 登録建築物調査機関

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第4条の改正は平成25年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成25年4月1日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第68項から第72項までの規定は、この条例の公布の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。